

公立保育所の今後の基本的方向

尼崎市 こども青少年局

令和8年5月

－ 目 次 －

はじめに	3
1 平成 19 年度以降の保育環境を取り巻く社会情勢の変化	4
(1) 少子化の現状と国の対策	4
(2) 少子化の要因と背景	5
(3) 少子化への対応（基本的な考え方）と国の取組	5
(4) 保育行政・保育所入所状況について	7
2 本市の保育の現状と課題	9
(1) 就学前児童数・保育需要の推移	9
(2) 待機児童数の推移	11
(3) 保育施設数・利用定員の推移	12
(4) 多様化する保育ニーズへの対応	13
(5) 就学前のこどもの教育・保育の一体的推進	14
3 本市の公立保育所の現状と課題	16
(1) 公立保育所の主な特徴	16
(2) 運営費・整備費	16
(3) 職員の配置基準及び年齢構成	17
(4) 施設の老朽化と保育環境改善	18
(5) デジタル化の推進や国の施策等への対応	18
4 本市の新たな公立保育所のあり方	20
(1) 公立保育所が果たすべき役割	20
(2) 公立保育所の役割を果たすために必要な体制等	22
5 本市の公立保育所の適正規模と配置	24
(1) 公立保育所の適正規模	24
(2) 公立保育所の適正配置	25
おわりに	26

はじめに

本市では、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、平成10年度から公立保育所の民間移管を進めてきました。

平成19年9月には、「公立保育所の今後の基本的方向」（以下「基本的方向」という。）を策定し、公立保育所が今後果たすべき役割及びその適正規模について明らかにするとともに、「（第3次・第4次）保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、平成21年以降、公立保育所15所の民間移管を進めてきました。現在、残る公立保育所は15所となり、「基本的方向」で掲げた適正規模の達成に向けては更なる取組が必要な状況にあります。

一方、「基本的方向」の策定から18年が経過する中、昨今の保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化し、就労する保護者の増加等に伴う保育所利用申請者数の大幅増や、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談・対応件数の増加など、保育ニーズは更に多様化しています。また、特別な支援が必要なこども、医療的ケア児、家庭での養育環境に課題のあるこどもや日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもの増加・顕在化に伴い、保育施設に期待される役割は一層深化・拡大しています。

このような現状認識の下、本市においては、令和6年10月に「公立保育所のあり方懇話会」を設置し、公立保育所が今後果たすべき役割や今後の方針等に関して、計6回にわたって協議を行ってきました。このたび、当該懇話会での様々な意見を考慮して、「基本的方向」を現状に即した内容に改定するとともに、本市の限りある保育資源を最大限活用しながら、本市の子育て環境の充実や保育の質の向上を目指していきます。

（参考）平成19年9月の「基本的方向」における本市の公立保育所の適正規模

公立保育所の適正規模に係る選定の3つの視点

- ① こどもの数の視点
本市の就学前児童数の分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。
- ② 利用者の生活圏の視点
利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに、鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用に当たっては、施設までの距離的な要素も重要である。
- ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。

平成19年度時点で 必要と考える公立保育所

公立存続		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)

※ 市域をJR線と県道の道意線及び玉江橋線で区切った6つのエリアで表示。

※ ()内は建築年度。

1 平成 19 年度以降の保育環境を取り巻く社会情勢の変化

平成 19 年度の「基本的方向」策定から 18 年が経過する中、保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。少子化が急速に進行している中で、子ども・子育て支援新制度の開始や待機児童対策としての保育の量的拡大、保育士の確保・定着化等に加え、少子化対策としての多様な保育の充実や幼児教育・保育の無償化、保護者が安心してこどもを預けられる体制の整備（職員配置基準の改善）、仕事と家庭の両立支援など様々な取組が推進されました。

こうした取組によって、全国的にも待機児童数は減少傾向にあります。少子化の進行に歯止めがかからない状態となっています。

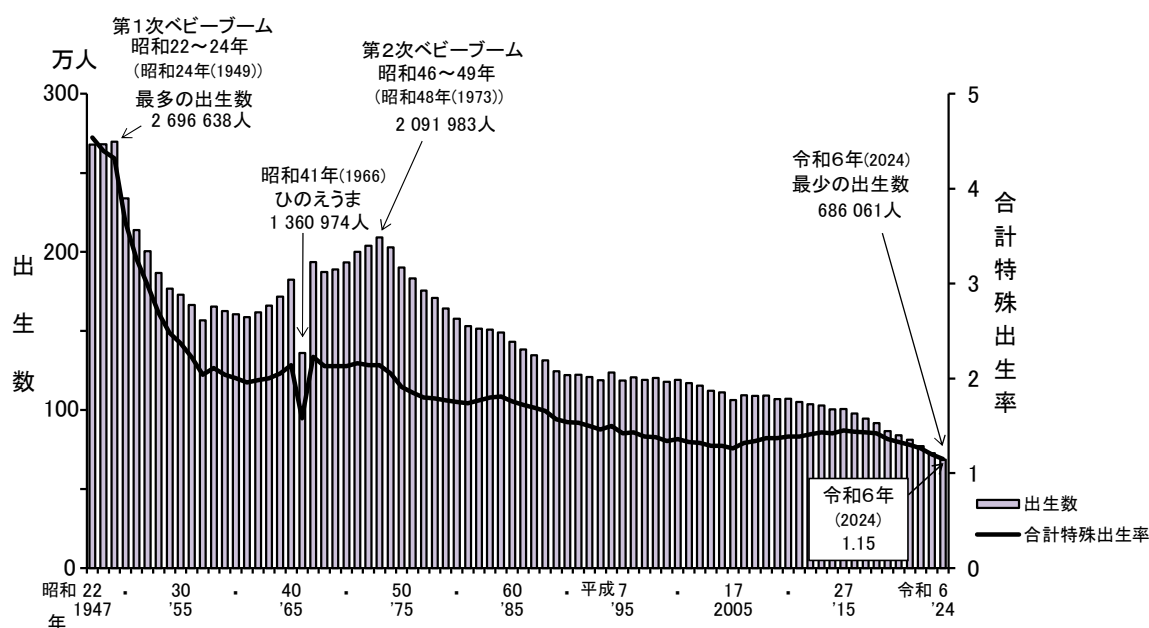
(1) 少子化の現状と国の対策

少子化は、我が国が直面する大きな社会問題となっています。令和 6 年に国内で生まれた日本人のこどもの数は 68 万 6,061 人と初めて 70 万人を下回り、統計を開始した明治 32 年以降、最低の数字となりました。また、令和 6 年の合計特殊出生率（1 人の女性が生涯で産むこどもの平均数を示す指標）も 1.15 となり、過去最低を更新しました。（グラフ①参照）

近年、少子化の進行が加速している状況を受け、国においては「第 4 次少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月策定）の中で、「希望出生率 1.8」の実現を目標に掲げ、結婚、妊娠・出産、子育てに対する希望を叶えるための環境整備や子育て支援の充実、働き方改革、社会全体の意識改革など多角的なアプローチで少子化対策を推進しています。

グラフ① 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

（厚生労働省 令和 6 年(2024)人口動態統計月報年計（概数）の概況）



(2) 少子化の要因と背景

少子化の要因には、夫婦が産み育てるこどもの数の減少のほか、未婚化による婚姻数の減少や晩婚化も挙げられます。これらを踏まえ、令和5年の「こども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」ことを基本理念の一つに掲げ、最重要課題である賃上げや労働市場改革など雇用の安定と質の向上に取り組んでいます。

(3) 少子化への対応（基本的な考え方）と国の取組

国において、保育は少子化対策の1つに位置付けられ、およそ30年にわたって量的拡大が進められてきました。女性就業率の上昇に対応すべく、政府は平成6年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定以降、令和2年の第4次少子化社会対策大綱に至るまで、少子化対策の指針となる計画を切れ目なく策定しています。保育の受皿確保や延長・夜間保育等の拡充はこうした諸計画に含まれ、具体的な数値目標を掲げた上で推進されてきました。本市が「基本的方向」を策定した平成19年度以降の少子化対策に係る主な国の取組は、次のとおりです。

ア 子ども・子育て支援新制度の開始

平成27年の子ども・子育て支援新制度施行により、特に3歳未満児の待機児童解消のための制度的基盤が整えられました。同制度においては保育等に係る施設及び事業に対する共通の給付制度が創設されるとともに、従来は認可外保育施設であった小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育等（基本的に3歳未満児を対象とした事業）は「特定地域型保育事業」として認可事業所に組み入れられ、給付対象とされました。

イ 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から国による幼児教育・保育の無償化制度が開始され、幼稚園・保育所・認定こども園などに通う主に3歳以上児の保育料が無償化されました。

ウ こども未来戦略／こども・子育て支援加速化プラン

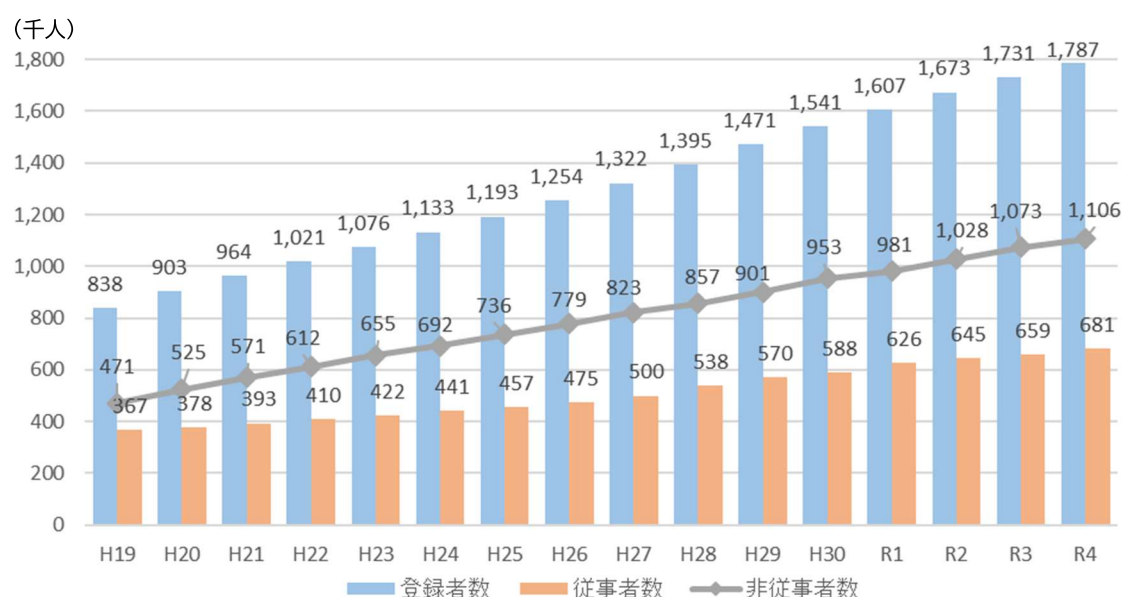
これまでの少子化対策を踏まえ、令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定されました。「こども未来戦略」では、令和8年度までを集中取組期間と位置付け、その期間に実施する具体的施策を「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）として示しています。加速化プランは4つの柱（①経済的支援の強化（児童手当の拡充など）、②全てのこども・子育て世帯への支援の拡充（こども誰でも通園制度など）、③共働き・共育ての推進（育児休業制度の拡充など）、④こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革）とそれを支える安定的な財源の確保策から構成されています。

この加速化プランを受け、令和6年には、保育士の配置基準は、こどもの数と保育士の数の比が、4歳以上児については30対1から25対1に、3歳児については20対1から15対1に引き上げられました。

エ 保育士不足への対応

保育施設数の増加、配置職員を多く必要とする3歳未満児の入所増、保育時間の長時間化などによる需要増のため、保育人材は全国的に不足しています。その一方で、潜在保育士（保育士資格を有する者であって社会福祉施設等で従事していない者）は増加しており、こども家庭庁の調査によると、令和4年時点の保育士登録者数は約179万人ですが、そのうち従事者数は約68万人で、潜在保育士数は約111万人と従事者数を上回っています。（グラフ②参照）そのため、国においては、公定価格の引き上げや処遇改善、人材確保・定着の促進、資格取得支援、労働環境の整備などの取組や補助金制度を充実してきました。

グラフ② 保育士の登録者数や従事者数等の推移（こども家庭庁成育局成育基盤課調べほか）



オ 育児休業制度等の拡充

育児休業制度は、子育てをする父母が仕事と育児を両立できるよう、こどもが1歳になるまでの期間（保育所などに入所できない場合、こどもが2歳に達するまで延長可能）、仕事を休んで育児に専念できる権利を保障しています。育児休業中の経済的支援策として、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料が免除される他、賃金を補填するために支給される「育児休業給付金」や3歳未満のこどもを育てる場合の短時間勤務制度などが設けられています。また、令和7年4月から「出生後休業支援給付金」が創設され、手取りベースで10割相当の給付が受けられる他、育児中の柔軟な働き方として時短勤務を選択しやすくなるよう「育児時短就業給付金」が創設されています。

このように様々な制度の創設・改正により、夫婦の共働き、共育てを後押しし、家庭でこどもを養育する流れも進んでいます。

(4) 保育行政・保育所入所状況について

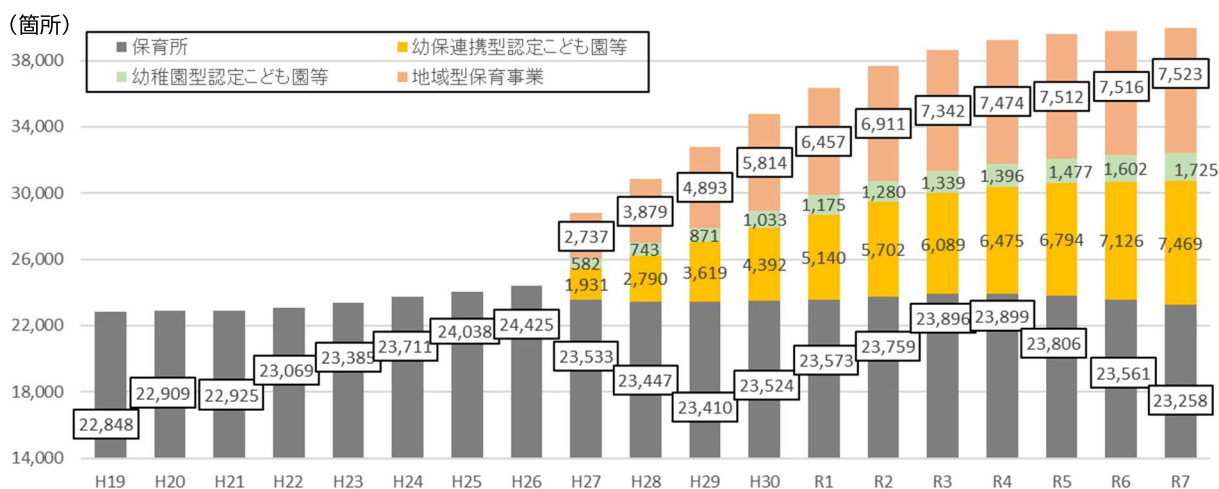
保育所等の推移は、「基本的方向」を定めた平成 19 年当時、全国に 22,848 箇所ありましたが、子ども・子育て支援新制度が施行された平成 27 年以降、保育所等の施設数が急激に増加し、令和 7 年は 39,975 箇所（保育所 23,258 箇所、幼保連携型認定こども園 7,469 箇所、幼稚園型認定こども園等 1,725 箇所、特定地域型保育事業 7,523 箇所）となっています。（グラフ③参照）

保育所等の定員は、平成 19 年当時、全国で約 211 万人でしたが、令和 5 年には約 305 万人まで増加し、令和 7 年には約 303 万人（平成 19 年と比較し約 92 万人増）となっています。利用児童数も平成 19 年当時は、全国で約 202 万人でしたが、令和 3 年には約 274 万人まで増加し、令和 7 年には約 268 万人（平成 19 年と比較し約 66 万人増）となっています。（グラフ④参照）

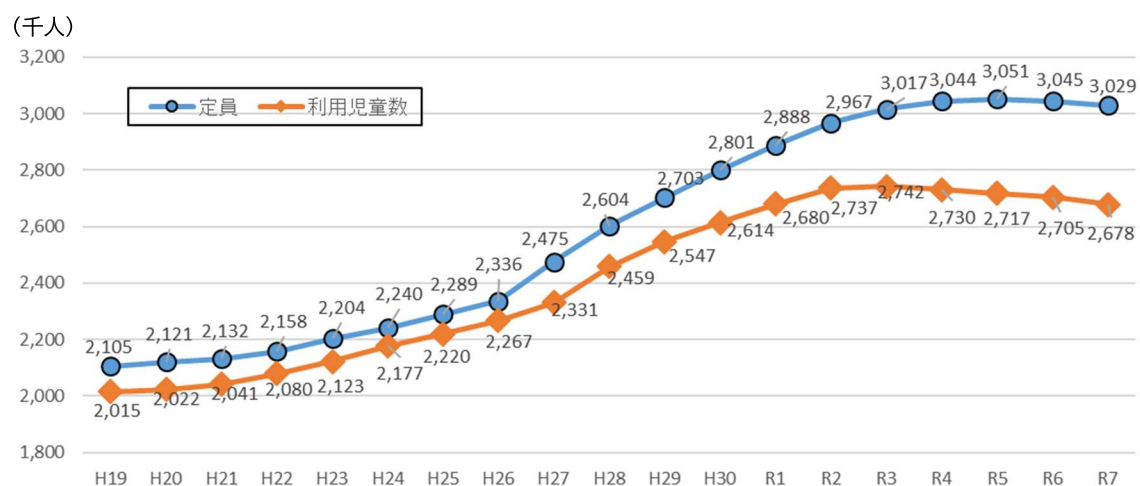
一方で、待機児童数は受皿拡大による潜在需要の顕在化等を背景に、平成 29 年までは増減を繰り返していましたが、平成 30 年以降は 8 年連続で減少し、令和 7 年には、全国で 2,254 人となっており、平成 19 年の 17,926 人から大きく減少しました。待機児童問題はいまだに解消されてはいませんが、これまでの量的確保策と少子化により、全国的には保育需要に対する保育所等の利用定員が一定充足された状況になっています。（グラフ⑤参照）

更には、想定以上に少子化が進行する中、全国的には保育施設の定員割れが深刻化している地域も存在します。令和 2 年以降の定員充足率の 5 年間の推移は全国で 3.8 ポイント減、兵庫県は 4.7 ポイント減となっています。（表①参照）保育所等の運営費は利用することの人数に基づいて算出しており、定員割れは施設の収入減に直結するため、国においては、今後、過疎地域などで定員の縮小や施設の統廃合が進行することを懸念しています。

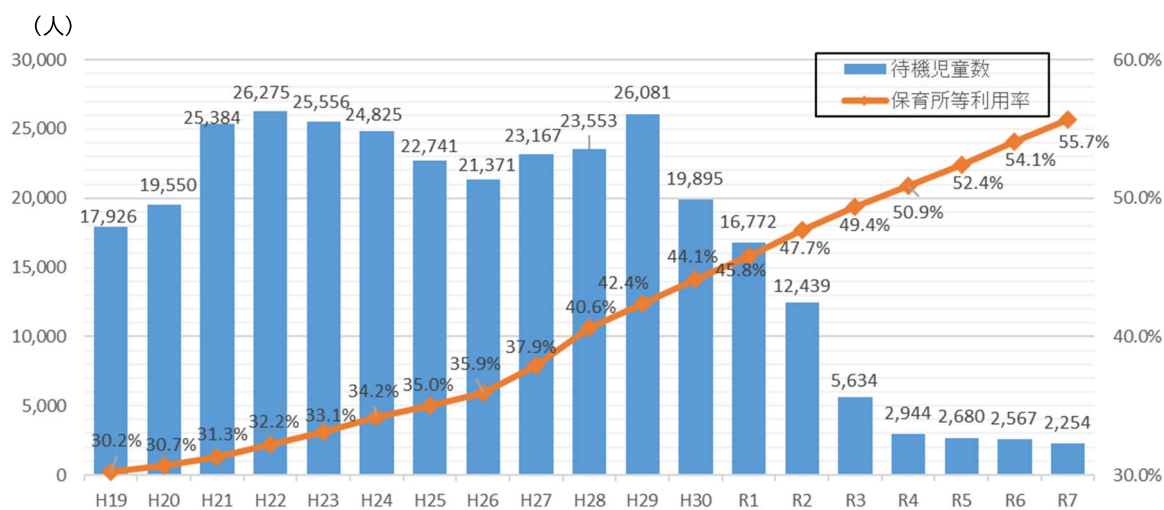
グラフ③ 保育所等の施設数の推移（こども家庭庁保育所等関連状況取りまとめ）



グラフ④ 保育所等定員及び利用児童数の推移（こども家庭庁保育所等関連状況取りまとめ）



グラフ⑤ 保育所等待機児童数・保育所等利用率の推移（こども家庭庁保育所等関連状況取りまとめ）



表① 全国・兵庫県の定員充足率の推移（こども家庭庁保育所等関連状況取りまとめ）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	92.2%	90.9%	89.7%	89.1%	88.8%	88.4%
兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%	95.2%	95.2%	94.7%

2 本市の保育の現状と課題

本市においては、令和7年3月に、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村子ども計画（尼崎市こども・若者総合計画）」と一体的に策定しました。第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画では、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。本市の保育需要は依然として増加傾向にありますが、少子化に伴う就学前児童数の減少により、将来的な保育需要のピークアウトも想定されることから、今後の推移を見据えた対策が必要な状況です。

(1) 就学前児童数・保育需要の推移

現状、本市の就学前児童数は減少傾向にありますが、保育需要は増加が続いているため、待機児童の解消に向けて、令和7年4月までは新設保育所の設置など保育の量を確保する取組を進めてきました。しかし、令和6年の合計特殊出生率が過去最低の1.15（全国）となる等、少子化の流れが止まらず、その傾向が保育需要の伸長を上回ることも予想されます。（表②・グラフ⑥参照）

将来的には少子化による保育需要のピークアウトを迎えることが想定されるため、保育施設では定員を上回るこどもの受入枠の拡大や幼稚園の預かり保育の活用等、今後は、既存の保育施設に軸足を置いた待機児童対策に取り組む必要があります。

ア 全市の状況

表② 就学前児童数・保育需要の推移

（直近の実績）

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
就学前児童数	21,709	21,400	21,230	20,883	20,492	20,071	19,666	19,166
	(▲ 1.4%)	(▲ 1.4%)	(▲ 0.8%)	(▲ 1.6%)	(▲ 1.9%)	(▲ 2.1%)	(▲ 2.0%)	(▲ 2.5%)
保育需要	8,347	8,700	9,138	9,380	9,659	9,992	10,337	10,386
	(4.1%)	(4.2%)	(5.0%)	(2.6%)	(3.0%)	(3.4%)	(3.5%)	(0.5%)

※ 上段が児童数、下段が対前年度比増減。

※ 就学前児童数は3月末時点の住民基本台帳に基づく人口、保育需要は4月1日時点の実績値。

※ 保育需要の児童数は他市への委託、企業主導型保育事業所を含み、他市からの受託を除いた人数。

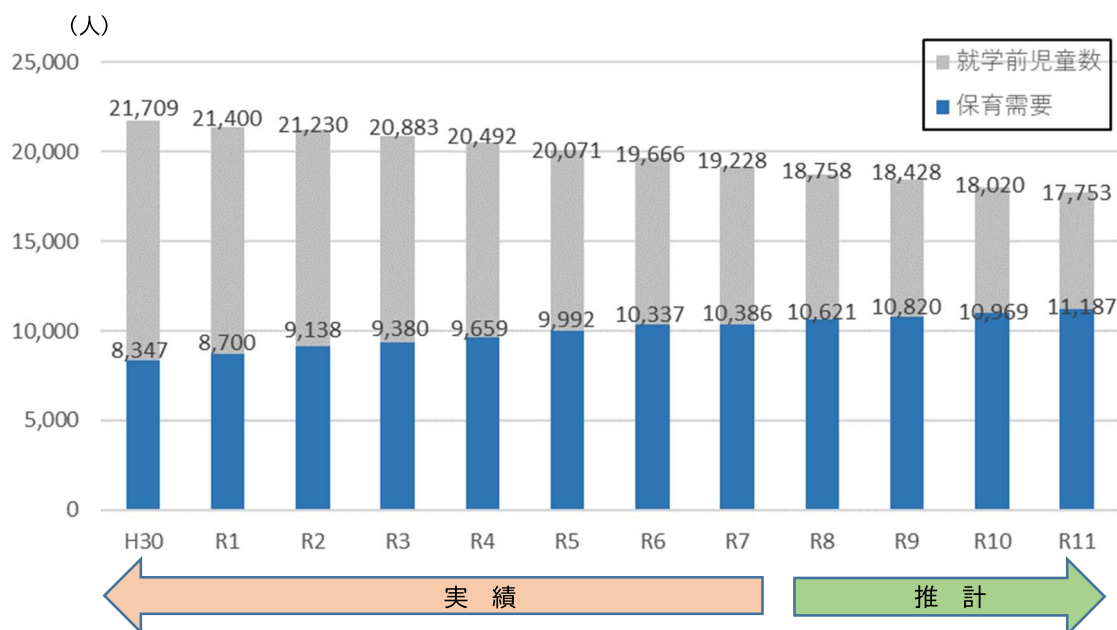
（今後の見込み）

区分	R8	R9	R10	R11
就学前児童数	18,758	18,428	18,020	17,753
	(▲ 2.1%)	(▲ 1.8%)	(▲ 2.2%)	(▲ 1.5%)
保育需要	10,621	10,820	10,969	11,187
	(2.3%)	(1.9%)	(1.4%)	(2.0%)

※ 就学前児童数は、年齢別就学前児童数に対前年度増減率を加味するなどして算出。

※ 保育需要は、就学前児童数に推計需要率（需要率に過去5年間の平均増減率を加算したもの）を乗じて算出。

グラフ⑥ 就学前児童数・保育需要の推移（第3期子ども・子育て支援事業計画）



イ 6ブロック別の状況

平成19年度の「基本的方向」においては、公立保育所の適正規模を検討するに当たって、利用者の生活圏の視点から市域をJR東海道線と県道の道意線及び玉江橋線で区分した6ブロックを基に検討しています。そのため、今回の改定に当たっても、6ブロックごとの就学前児童数、保育需要、需要率を試算しています。

表③ 就学前児童数、保育需要、需要率の推移

(直近の実績(推計値))

ブロック	区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央 ①	就学前児童数	2,000	2,000	1,900	1,900	1,800	1,700	1,600	1,600
	保育需要	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	900	900
	需要率	50.0%	50.0%	52.6%	52.6%	55.6%	58.8%	56.3%	56.3%
小田 ②	就学前児童数	2,200	2,000	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	保育需要	1,200	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200
	需要率	54.5%	60.0%	57.9%	61.1%	61.1%	61.1%	66.7%	66.7%
大庄 ③	就学前児童数	1,900	1,900	1,900	1,800	1,800	1,800	1,700	1,700
	保育需要	800	800	800	800	900	800	800	800
	需要率	42.1%	42.1%	42.1%	44.4%	50.0%	44.4%	47.1%	47.1%
立花 ④	就学前児童数	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,300	3,200
	保育需要	1,300	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,800
	需要率	36.1%	37.1%	40.0%	42.9%	47.1%	50.0%	54.5%	56.3%
武庫 ⑤	就学前児童数	4,900	4,800	4,700	4,700	4,600	4,400	4,500	4,400
	保育需要	1,700	1,800	2,000	2,000	2,000	2,100	2,300	2,300
	需要率	34.7%	37.5%	42.6%	42.6%	43.5%	47.7%	51.1%	52.3%
園田 ⑥	就学前児童数	7,100	7,200	7,300	7,200	7,100	7,000	6,800	6,500
	保育需要	2,400	2,600	2,800	3,000	3,100	3,300	3,300	3,400
	需要率	33.8%	36.1%	38.4%	41.7%	43.7%	47.1%	48.5%	52.3%
合計	就学前児童数	21,700	21,400	21,200	20,900	20,500	20,100	19,700	19,200
	保育需要	8,400	8,700	9,100	9,400	9,700	10,000	10,300	10,400
	需要率	38.7%	40.7%	42.9%	45.0%	47.3%	49.8%	52.3%	54.2%

※ 就学前児童数は小学校区単位の就学前児童数を基に、合計値が住民基本台帳に基づく人口に合致するように補正して算出。

※ 保育需要は地区別需要率と就学前児童数から算出。

(今後の見込み(推計値))

ブロック	区分	R8	R9	R10	R11
中央 ①	就学前児童数	1,500	1,500	1,500	1,400
	保育需要	900	1,000	1,000	1,000
	需要率	60.0%	66.7%	66.7%	71.4%
小田 ②	就学前児童数	1,800	1,700	1,700	1,600
	保育需要	1,100	1,100	1,100	1,100
	需要率	61.1%	64.7%	64.7%	68.8%
大庄 ③	就学前児童数	1,600	1,600	1,500	1,500
	保育需要	800	800	800	800
	需要率	50.0%	50.0%	53.3%	53.3%
立花 ④	就学前児童数	3,100	3,100	3,100	3,100
	保育需要	1,900	1,900	2,000	2,100
	需要率	61.3%	61.3%	64.5%	67.7%
武庫 ⑤	就学前児童数	4,200	4,100	3,900	3,900
	保育需要	2,400	2,400	2,400	2,500
	需要率	57.1%	58.5%	61.5%	64.1%
園田 ⑥	就学前児童数	6,600	6,400	6,300	6,300
	保育需要	3,500	3,600	3,700	3,700
	需要率	53.0%	56.3%	58.7%	58.7%
合計	就学前児童数	18,800	18,400	18,000	17,800
	保育需要	10,600	10,800	11,000	11,200
	需要率	56.4%	58.7%	61.1%	62.9%



※市域をＪＲ東海道線と県道の
道意線及び玉江橋線で区切った
６ブロックで表示。

- ※ 就学前児童数は、小学校区単位の就学前児童数に、全市の就学前児童数の対前年度増減率を加味して算出。
 ※ 保育需要は地区別需要率と就学前児童数から算出。

市域をＪＲ東海道線で区分した南部(中央①・小田②・大庄③ブロック)の就学前児童数は、令和７年度時点で５,１００人、令和１１年度時点で４,５００人の見込みとなり、平成１９年度時点の７,４００人から比較すると、令和７年度で３１％減、令和１１年度で３９％減の見込みとなります。また、北部(立花④・武庫⑤・園田⑥ブロック)の就学前児童数は、平成１９年度の１６,９００人から、令和７年度時点で１４,１００人、令和１１年度時点で１３,３００人の見込みとなり、南北間の就学前児童数の格差は更に拡大しています。(表③参照)

(2) 待機児童数の推移

平成２９年度以降、待機児童数が大幅に増加しましたが、その要因は、共働き世帯の増加に加え、令和元年１０月から３歳児以上の保育料が無償化されたことに伴い、保育施設等の利用希望者が毎年、前年度に比べ３００人以上増加する中で、小規模保育事業所の新設等による定員増だけでは保育需要が満たされなかったなど、保育の量が不足したことによるものと考えられます。その後、令和２年度には待機児童数が２３６人まで増加しましたが、「子ども・子育て支援事業計画」を基本に、認可保育所の新設、既存保育施設の定員増や分園設置、定員の弾力化の活用によるこどもの受入枠の拡大など保育の量の確保に加え、保育士の確保・定着化策など様々な取組を行ってきました。

その結果、令和７年４月現在の待機児童数は６人となり、令和２年から５年連続の減少となりました。(表④・グラフ⑦参照) なお、待機児童数には、保護者が求職活動を休止している

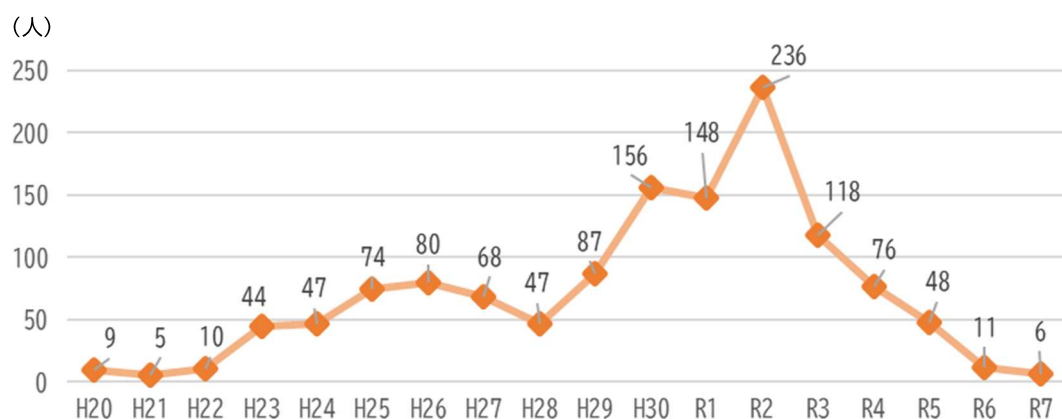
場合や他に利用可能な保育施設等があるにもかかわらず特定の保育施設等を希望している場合、保護者が育休中で復職の確認ができない場合などは含まれておらず、保育施設等の利用に至っていない未入所児童数は400人に及びます。

現状においては、保育士不足が大きな課題となっており、公私問わず、更なる保育士の確保・定着化に向けた取組が必要となっています。

表④ 待機児童数及び未入所児童数の推移（第3期子ども・子育て支援事業計画）

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
待機児童数	156	148	236	118	76	48	11	6
未入所児童数	624	671	895	865	607	597	530	400

グラフ⑦ 待機児童数の推移



(3) 保育施設数・利用定員の推移

本市においては、公立保育所数は民間移管により減少していますが、法人保育園や認定こども園、小規模保育事業所（以下「民間の保育施設」という。）の施設数は新規開設等により増加しています。また、保育施設全体の利用定員も年々増加傾向にあり、令和7年度は9,637人の利用定員を確保しています。（表⑤・グラフ⑧参照）

一方、民間の保育施設は保育需要を踏まえて配置される傾向にあるため、就学前児童数が減少している小学校区においては、周辺や校区内の保育施設の入所児童数が減少するなど、保育所運営が困難な地域が顕在化しています。

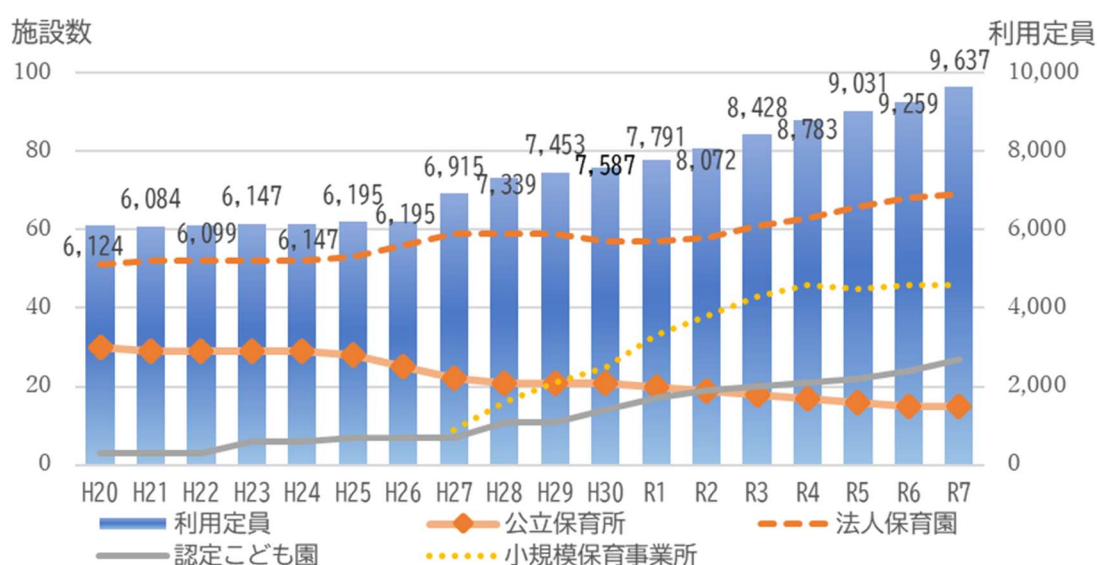
表⑤ 保育施設数及び利用定員の推移

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公立保育所	21	20	19	18	17	16	15	15
法人保育園	57	57	58	61	63	66	68	69
認定こども園	14	17	19	20	21	22	24	27
小規模保育事業所	25	33	38	43	46	45	46	46
利用定員	7,587	7,791	8,072	8,428	8,783	9,031	9,259	9,637

※ 各年度4月1日時点の数値。

※ 認定こども園は、幼稚園型・幼保連携型・保育所型の合計数。

グラフ⑧ 保育施設数（公立・法人・認定こども園・小規模ごと）・利用定員（全市）の推移



(4) 多様化する保育ニーズへの対応

昨今の保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、子育てに不安や悩みを抱える保護者への対応をはじめ、特別な支援が必要なこども（障害児など）への適切な保育、医療的ケア児への支援、家庭での養育環境に課題のあるこどもや日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもへの支援など保育ニーズが更に多様化しており、保育施設の役割は一層深化・拡大しています。今後は、こどもの年齢や障害の有無、家庭での養育環境の違いなどに関係なく、すべてのこどもを受け入れて一緒に過ごすインクルーシブ保育の充実に努めるとともに、市全体でインクルーシブ保育を更に推進していく必要があります。

ア 特別な支援が必要なこども（障害児など）への支援

本市では全ての公立保育所で特別な支援が必要なこどもを受け入れており、一人一人のこどもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で健常児と生活・遊びをともにする保育を実施しています。また、必要に応じて発達相談等につなぐなど関係機関と連携し、切れ目のないきめ細かな対応に日々取り組んでいます。近年は、保育施設で受け入れている特別な支援が必要なこどもの数が年々増加しており、今後も市全体で特別な支援が必要なこどもの受け入れが進むよう、公立保育所と民間の保育施設の連携・協力を更に強化していく必要があります。

イ 医療的ケア児への支援

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、地方自治体が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが定められました。医療的ケアが必要なこどもを保育施設において適切に受け入れるため、関係機関と連携しながら、保育士の専門性を高め、医療的ケアが必要なこどもが利用しやすい施設整備など、安全に保育を行うための体制づくりが求められます。本市では、

令和4年度から法人保育園で医療的ケア児の受け入れが開始されたほか、令和5年度から公立保育所2所にて医師の指導の下、体制と人材の確保及び施設の整備を整え、令和7年度からは更に1所拡充しています。今後も医療的ケア児の受入体制の整備を進め、医療的ケア児及びその家族の地域生活支援の更なる向上に努めていく必要があります。

ウ 家庭での養育環境に課題のあるこどもへの支援

近年、児童虐待やこどもの貧困などの家庭での養育環境に課題のあるこどもに対して、保育施設が地域の子育て支援サービスの一環として、多角的な支援を行うことが期待されています。保育所は、日中、こどもが過ごす場所として、こうしたこどもたちに対するケアやきめ細やかな関わりを提供するとともに、その保護者に対して保育士等有する専門性を活かした支援が必要となっています。

保育施設においても、児童福祉法に基づく「こども家庭センター」機能を有する子どもの育ち支援センター「いくしあ」（以下「いくしあ」という。）や北部・南部保健福祉センターなど、関係機関と連携しながら保護者の子育てに対する孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。また、在宅子育て家庭を含めた地域の子育て力を向上させるため、公立保育所と民間の保育施設の連携を一層強化し、地域全体で子育て支援を充実させていく必要があります。

エ 日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもへの支援

本市では、とりわけ東南アジアからの外国人の住民が増加していますが、言語や文化の異なるこどもたちが社会から孤立し、自尊感情や自己肯定感を損なうことのないよう、多様な文化背景を持つこどもたちが互いの違いを認め合い、尊重し合いながら共に成長できるよう環境づくりが求められます。こどもたちが将来、多様な価値観を持つ人々の中で、共に生きていくための力を育むため、適切な保育の機会が確保されるとともに、母語による支援のほか日本語の習得支援も必要になります。そのため、保育施設への入所を希望する外国人の住民とそのこどもたちに対し、やさしい日本語との併用表記など情報発信の工夫と配慮、相談体制の整備など複数部局にまたがる横断的な支援が必要になります。

(5) 就学前のこどもの教育・保育の一体的推進

本市では、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格施行されることを一つの契機と捉え、平成26年12月に「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を策定し、こどもの健やかな成長を支えるために、家庭・こども施設・地域及び行政が共通認識のもと、それぞれの役割を果たすことができるよう、就学前におけるこどもの教育・保育の基本的な考え方をまとめました。これからも、国の政策や本市におけるこれまでの教育の進捗状況等を踏まえた改訂を行い、尼崎市の就学前教育のスタンダードに位置付けます。

また、国においては、平成30年4月に「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」が改定され、これらに共通して「幼児期の終わりまでに育って

ほしい姿」が示されたことを受け、本市においても、こうした内容を盛り込むことを柱に令和2年3月に「尼崎市の保育※」の改定を行っています。

更に、本市では、令和6年2月に「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定し、官民幼保の就学前教育・保育施設における教育内容等の充実策や連携方法、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割等を示しており、当該ビジョンに掲げる取組を推進するに当たり、庁内関係部局をはじめ、関係団体や地域の人々とともに就学前の教育内容の充実を図る必要があります。

※ 「尼崎市の保育」とは、国が示す保育所保育指針の内容や、これまでの日々の保育の実践で蓄積された保育に関する知識・方法・技術を組み入れて作成した冊子で、保育所内での共通理解事項とし、保育の質をより高めるために活用しています。

3 本市の公立保育所の現状と課題

本市の公立保育所では、こどもの人権や最善の利益のため、長年にわたって「尼崎市の保育」に基づく保育を実践してきました。平成 19 年度の「基本的方向」の策定から 18 年が経過する中、公立保育所を取り巻く状況は大きく変化しています。

(1) 公立保育所の主な特徴

公立保育所は、市が運営する公共施設としての性格から、どの保育所においても、市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しており、提供するサービス内容は概ね均一です。また、「いくしあ」その他の関係機関との情報共有、相互連携及び協力が民間の保育施設と比較すると容易であり、保育サービスの提供に加え、多様な情報の提供を迅速、的確に行うことができます。

(2) 運営費・整備費

公立保育所の運営費は、保育所を運営するための人件費、保育所の管理に必要な経費に充てており、その財源は、保護者の保育料を除き、全額市が負担※しています。一方、民間の保育施設では、国が 1/2、県と市がそれぞれ 1/4 の割合で運営費を負担しています。

また、整備費においても、国の補助金は、民間の保育施設の新設や建替が対象となっていますが、公立保育所の建替に係る経費は全額市の負担になります。

令和 6 年度決算における公立保育所と法人保育園の保育所運営費を比較すると、総額ベースにおける保育所利用児童一人当たりの経費はほぼ同額ですが、一般財源ベースにおける一人当たり経費は公立保育所が法人保育園の約 4 倍の経費となっています。(表⑥・グラフ⑨参照)

※ 市の負担は、市税や地方交付税などの一般財源により対応しています。

表⑥ 保育所の運営費の公・私別比較表（令和 6 年度決算額）

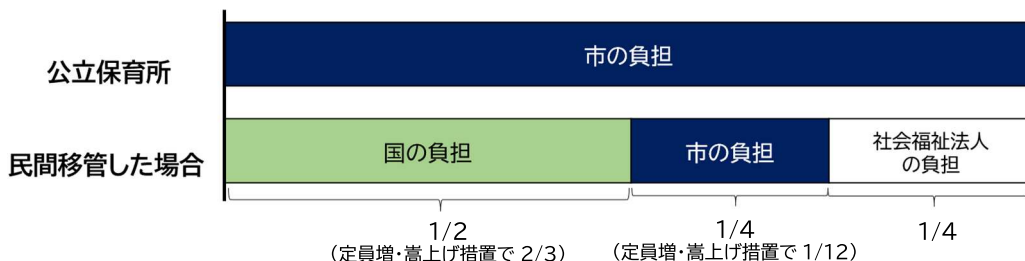
項目		公立保育所	法人保育園	合計
保育所数（所）		15	69	84
利用人数（年平均）	A	1,255人	5,831人	7,086人
総運営経費	B	2,281,008千円	10,076,608千円	12,357,616千円
財源内訳	保育料（延長保育料含む）	151,262千円	889,078千円	1,040,340千円
	国 施設型給付費負担金		4,622,148千円	4,622,148千円
	県 施設型給付費負担金		1,808,538千円	1,808,538千円
	補助金等収入	47,428千円	271,727千円	319,155千円
	一般財源	C	2,082,318千円	4,567,435千円
1人当たり経費（総額ベース）	B/A	1,818千円	1,728千円	1,744千円
1人当たり経費（一般財源ベース）	C/A	1,659千円	426千円	645千円

グラフ⑨ 保育所の運営費・整備費の公・私別負担割合

■保育所の運営費の負担割合



■保育所の整備費の負担割合



本市においては、平成 15 年度を計画初年度とする「尼崎市経営再建プログラム」以降、「あまがさき」行財政改革推進プラン、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」と、3つの計画に基づき、20年間にわたる行財政改革に取り組んできており、こうした取組を通じて、将来負担は着実に減少傾向にあることに加え、収支均衡予算の編成が可能となるなど、本市の行財政改革の取組は着実に成果を上げてきました。

今後も公立保育所の民間移管を進める中で、生み出された財源を、多様化する保育ニーズへの対応など子育て支援策に充てることなどを検討していく必要があります。

(3) 職員の配置基準及び年齢構成

ア 保育士

保育所の職員配置については、国では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において職員の配置基準（以下「国基準」という。）があり、年齢ごとのこどもの数に応じた保育士の配置について国基準にて定められています。国基準では、0歳児はこども3人に対して保育士が1人以上、1・2歳児は6人に対して保育士が1人以上、3歳児は15人に対して保育士が1人以上、4・5歳児は25人に対して保育士が1人以上配置することとされており、本市の公立保育所は国基準と同じ職員配置を行っています。また、国基準に加え障害児保育実施要綱（心身に障害のある児童2人に対して保育士1人の配置）や、一時預かり事業及び家庭支援推進保育事業のために必要となる人員の配置を行うこととしています。更に、正規職員だけでは配置基準を満たすことができないため、保育士資格を有する者を会計年度任用職員（非常勤行政事務員）として任用し、公立保育所に配置しています。

一方、令和7年4月1日現在の公立保育所における正規職員は189人在籍しており、その年齢構成は約7割が40歳未満となっています。これまでの新規採用の抑制や早期退職の

影響により、40 歳台の職員は全体の約 1 割、50 歳以上の職員が 2 割であり、職員の平均年齢は約 35.8 歳となっています。

本市では、昨今の保育人材不足を踏まえ、令和 8 年度向けの採用試験から保育士のキャリア採用を開始し、受験可能年齢の引き上げを行っており、今後も時勢に応じて応募要件の見直しを行うなどにより、保育人材の確保に努めるとともに、保育士の年齢構成の平準化や質の向上を図る必要があります。また、将来的な公立保育士の業務のあり方を踏まえた定数配置を検討していく必要があります。

イ 調理師

調理師については施設の定員に応じた基準（公定価格基本分単価に含まれる職員構成）が定められており、定員 40 人以下は 1 人、41 人以上 150 人以下は 2 人、151 人以上は 3 人（うち 1 人は非常勤で可）の配置とされています。本市公立保育所ではこの基準に基づく職員配置に加え、0 歳児に対する離乳食調理やアレルギー児童への対応等が必要となる人員の配置を行っています。正規職員だけでは配置基準を満たすことができないため、調理師資格を保有するものを会計年度任用職員（非常勤行政事務員）として任用し、公立保育所に配置しています。

一方、調理師の新規採用は現在行っておらず、令和 7 年 4 月 1 日現在の公立保育所における正規職員は 19 人が在籍し、その年齢構成については 40 歳以上の職員が 1 人、50 歳以上が 14 人、60 歳以上が 4 人となっています。

調理業務については、正規職員の退職動向も踏まえ、将来的な運営体制を検討していく必要があります。

ウ 看護師

保育所入所児童の健康管理のため、0 歳児が在籍する公立保育所 8 所に看護師免許を有する者を会計年度任用職員（非常勤行政事務員）として配置しています。

(4) 施設の老朽化と保育環境改善

現存する公立保育所のうち、鉄筋コンクリート造りの保育所は 11 所、鉄骨造りは 2 所、軽量鉄骨造りは 2 所となっています。本市ではこれまで、老朽化の著しい保育所のうち建替等の諸条件が整った保育所から順次建替工事を実施してきましたが、昭和 40 年代に建設し築 50 年を超える保育所が 6 所（杭瀬、今北、水堂、武庫南、次屋、戸ノ内）残っており、施設の老朽化も進んでいることから、「基本的方向」の改定後、速やかに施設の建替えに係る取組を進めていく必要があります。

(5) デジタル化の推進や国の施策等への対応

保育現場を取り巻く環境が大きく変化する中、保育現場の業務量は増加する一方ですが、人的資源は限られており、保育現場における一層の効率的・効果的な執務環境の構築が求めら

れています。このような状況を踏まえ、保育現場のデジタル化を推進するためのシステムの導入等により、職員の事務作業を軽減し、こどもに向き合う時間を増やすとともに、保護者とのコミュニケーションの円滑化により、更なる保育の質の向上につなげていく必要があります。

また、令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度（保育所等利用児童以外の生後6か月から満3歳未満のこどもが月に一定時間、保育所等を利用できる制度）」に関しても、国や既に事業を実施している自治体等から情報収集するなど、令和8年度の事業開始に向けた準備を進めていく必要があります。

4 本市の新たな公立保育所のあり方

前述のとおり、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、公立保育所としての役割も改めて整理が必要な状況になっています。

(1) 公立保育所が果たすべき役割

ア 保育のセーフティネットの役割

本市では多様な主体が各々の役割のもとで保育を行っています。保育の必要性があるこどもの受け入れについては、公立保育所だけで対応できるものではありませんが、公立保育所が民間の保育施設と比較して社会経済状況等の影響を受けにくいといった特性を持つことから、安定的に一定数のこどもの受け入れを保障する「保育のセーフティネットの役割」を担っているといえます。具体的には、万が一、民間の保育施設において不測の事態に伴う突然の休園や廃園等が生じた際、公立保育所では、在籍児童等への影響の出ない範囲での柔軟な対応を行います。

また、公立保育所においては、障害児保育や人権研修などの職場内研修を計画的に実施しているほか、保育内容研究会、障害児保育研究会等を設置し、保育現場での実践的な課題解決に結びつけるなど保育の質の向上に取り組んでいます。特別な支援が必要なこどもは、少子化の中においても年々増加しており、民間の保育施設と連携・協力し、公立保育所でもこうしたこどもの受け入れを更に進めていきます。

医療的ケア児の受け入れに関しては、「尼崎市保育所における医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、今後、民間の保育施設と連携・協力し、地域でバランスよく受け入れられるよう体制整備を進めていきます。加えて、家庭での養育環境に課題のあるこどもや日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもへの更なる支援を進めていきます。

イ 市全体の保育の質の向上を図る役割

公立保育所では、「尼崎市の保育」を民間の保育施設にも示すことで、市の保育行政における保育水準の向上に寄与しています。

また、平成 22 年度からは、公立保育所と民間の保育施設等が共通する保育実践上の課題解消を図るための「保育の質の向上事業」を行っています。更に、民間の保育施設等も参加する「専門研修」を定期的に実施しているほか、平成 30 年度から民間の保育施設等向けに「保育士等キャリアアップ研修」を実施しています。

このように、公立保育所において長年かけて培ってきたノウハウや経験をもとに行われる保育は、民間の保育施設のモデルとして、地域のスタンダードとなっています。令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症流行期においては、公立保育所における対応事例が、民間の保育施設の基本的指針として機能した実例もあります。

更に、本市では、外部の研究者等で構成する「学びと育ち研究所」を平成 29 年度に設置し、こども一人一人の状況に応じ、学力、豊かな人間性、生活習慣など、実社会を主体的に

生き抜く力を伸ばしていくため、多様な実践と中長期的な効果測定を通じた科学的根拠（エビデンス）に基づく先進研究を行っています。同研究所では、保育施設や幼稚園の環境を評価するエカーズ調査その他の調査を実施し、公立保育所等の協力を得ながら保育環境や就学前教育が認知能力・非認知能力に及ぼす影響を研究しています。こうして得られた研究成果は、報告会や報告書、関係者への研修等を通じて共有しており、得られた知見を将来の政策立案につなげ、保育現場に還元していきます。

公立保育所は、市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しながらきめ細かな保育を実践する中で、日々保育の質の向上を図っており、引き続き、確保されるべき保育水準を示す役割や市全体の保育の質の向上を図る役割を担います。加えて、公立保育所が地域の支援拠点として、周辺の保育施設との関係を強化し、保育の課題を共有しながら、公開保育や研修などを実施するとともに、民間の保育施設で実践する先進的な保育の取組も共有することにより、公私の保育士の資質を高め、市全体の保育の質の向上を図ります。

ウ 地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割

「保育所保育指針」に基づき、保育施設は、入所するこどもの保護者への支援とともに、地域の子育て家庭等を支援する役割を担っています。少子化・核家族化が進行する現在、地域社会や家庭において、育児についての知識や経験が乏しい保護者が増える一方、身近に相談相手がなく、子育て家庭が孤立しがちとなっている状況がある中、安心・安全で、親子を温かく受け入れてくれる施設として、保育所の役割はますます重要になっています。

こうした中、公立保育所では、次世代育成支援の観点から、中学校が実施するトライやるウィークや高等学校等が実施する乳幼児とのふれあい交流に協力するなど、将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援を展開していくことが求められています。更には、地域の高齢者施設とのふれあい交流や、高齢者の方が社会貢献の場として保育施設でボランティア活動に参加いただくための環境整備の実施例もあります。

このように、公立保育所においては保育体験学習事業や園庭開放、育児相談等の地域の子育て家庭等の支援拠点としての事業を実施しており、令和6年度からは、「こども家庭センター機能」を有する「いくしあ」や北部・南部保健福祉センターを補完し、必要となる支援につないでいく「地域子育て相談機関」として、地域に根ざした相談支援窓口としての役割も既に担っています。更に、令和8年度より一部の公立保育所で「こども誰でも通園制度」を開始予定としており、こうした役割と機能は将来においても、ますます重要になっていくものと考えています。

エ 保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割

現在、全国的に多くの自治体で待機児童が解消され、本市においても将来的に待機児童の解消や保育需要のピークアウトが予想されます。今後も少子化が進む中、こどもの少ない地域においては保育施設に入所するこどもの数が減少していく可能性は高いと考えられます。

公立保育所においても周辺のこどもの数が少なく、今後、入所するこどもの数が減少し続ける可能性の高い保育所があります。これらの保育所は、将来的な採算性の観点等から、民間移管の実施が困難になることが想定される一方、近隣に保育施設がなく存続が欠かせないケースもあります。民間による運営が困難な地域でも、保育を必要とするこどもの健全な心身の発達を図るため、今後も公立保育所においては、こうした地域の保育を保障する役割を担っていきます。

(2) 公立保育所の役割を果たすために必要な体制等

ア 特別な支援が必要なこどもや医療的ケア児を受け入れる体制整備、家庭での養育環境に課題があるこどもなどへの支援

全ての公立保育所で、特別な支援が必要なこどもの理解と保護者支援に係る職員研修やインクルーシブ保育に係る専門研修等を実施していくとともに、これまでどおり弾力的に特別な支援が必要なこどもの受け入れを継続していきます。

また、医療的ケア児の受け入れに当たっては、対象児に必要な医療的ケアの内容に応じて、看護師派遣、ベッドワゴン、発電機等の購入費等の経費も必要になります。医療的ケアを行うに当たって衛生上問題が生じない医務室の確保も必要であり、今後、地域でバランスよく医療的ケア児を受け入れられるよう、施設の建替えの時期等に併せて、必要な整備を進めていきます。

加えて、家庭での養育環境に課題のあるこどもの受け入れに当たっては、いくしあなど関係機関と連携しながらこどもへの適切な保育と保護者支援を進めるとともに、日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもには母語による支援のほか日本語の習得支援、保護者とのコミュニケーションなど庁内関係部局との連携を図りながら情報発信の工夫と配慮、相談体制の整備などに取り組んでいきます。

イ 地域の支援拠点としての取組

公立保育所は、保育サービスの提供だけにとどまらず、様々な関係機関とのネットワークを活かしながら地域の保育水準の向上や地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割を担ってきました。今後は、地域の子育て家庭等への支援に加え、民間の保育施設からの相談に対しても、公立保育所長等による助言や、相談内容を踏まえて他の関係機関へとつなぐ仕組みの構築に取り組んでいきます。

また、施設整備に当たっては、施設の建替えの時期等に併せて、子育て相談等の機能確保を図るため、庁内関係部局と調整を進めていきます。

ウ 職員体制

本市では、昨今の保育人材不足を踏まえ、令和8年度向けの職員採用試験から保育士のキャリア採用を開始し、受験可能年齢の引き上げを行っています。今後も時勢に応じて採用要件の見直しを行うなどにより、保育人材の確保に努めるとともに、保育士の年齢構成

の平準化や質の向上を図る必要があります。また、将来的な公立保育士の業務のあり方を踏まえた職員の配置を検討していく必要があります。今後の公立保育所の役割を踏まえた保育人材の確保や効率的な配置については、引き続き庁内関係部局と検討を進めていきます。

5 本市の公立保育所の適正規模と配置

本市では、平成 5 年 4 月の尼崎市行政改革審議会答申「新しい時代に対応した行政サービスのあり方について」で示された行革の考え方に基づき、これまで公立保育所の民間移管を進めてきました。こうした民間移管の取組を通じて、多様化する保育ニーズへの対応や効率的な保育所運営を図ってきたところですが、その後、保育環境を取り巻く社会情勢や本市の財政状況は大きく変化を遂げてきました。

こうした状況を踏まえる中で、平成 19 年度の「基本的方向」の考え方を基盤としつつ、本市の新たな公立保育所の役割を果たしていくため、次のとおり公立保育所の適正規模と配置を定め、公立保育所の必要数及び体制等を確保していきます。

(1) 公立保育所の適正規模

ア 公立保育所の適正規模に係る選定の 4 つの視点

(ア) こどもの数の視点

保育所が、保育が必要なこどもの受け入れを保障し、保護者や地域の子育て家庭等の支援を行う施設である以上、地域のこどもの数をどの程度カバーできるのかは、重要かつ基本的な視点です。平成 19 年度の「基本的方向」策定以降、市域の南北で就学前児童数の格差が広がり、4 年後の令和 11 年度には、北部の就学前児童数は、南部の概ね 3 倍になることが想定されます。こうした状況も踏まえつつ、地域バランスを考慮して必要となる公立保育所を選定する必要があります。

(イ) 利用者の生活圏の視点

保育所を利用する保護者の立場からは、市域内で概ね等しく利用できるように、市域にできるだけ万遍なく配置されていることが必要です。更に、生活圏の考え方には、鉄道や主要幹線道路等で分けられているといった要素が市民生活の利便性に強い影響を与えており、こうした利用者の生活圏の考え方も考慮しつつ、保育所の選定を行うことも重要になります。

保育所利用に当たっては、保育所までの距離も重要な要素であり、平成 19 年度の「基本的方向」では、自転車で概ね 10 分程度の距離（2.1km～2.5km）を一応の目安とする中、現在においてもこのエリア内から多くのこどもが通所している実態を踏まえると、引き続き「基本的方向」で定めた距離を踏襲することが妥当と考えられます。

(ウ) 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点

地域では多様な施設や機関で子育て支援に関する様々な事業が展開されています。これら支援事業の推進に当たって、公立保育所がもつ技術やノウハウを提供し、協力・連携していくといった地域の多様な施設や機関等との協力・連携体制を、引き続き念頭に置く必要があります。

(エ) 保育所運営が困難な地域における保育を保障する視点（新たな視点）

現在 15 所ある公立保育所の中には、築地保育所や戸ノ内保育所のように周辺のこども

の数が少なく、将来的な採算性の観点等から、民間移管の実施が困難と想定される保育所があります。民間による運営が困難な地域でも、保育を必要とするこどもの健全な心身の発達を図るため、こうした地域の保育を保障する必要があります。

イ 公立保育所の適正規模に係る選定の考え方

上記4つの視点に基づき、平成19年度の「基本的方向」で示した適正規模（9所）の考え方を踏襲するものとし、そこに保育所運営が困難な地域に所在する保育所2所を加えた11所へと見直します。（表⑦参照）

表⑦ 公立保育所の適正規模に係る選定の視点

【平成19年度】選定の3つの視点	【令和7年度】選定の4つの視点
① こどもの数の視点 本市の就学前児童数の分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。 ② 利用者の生活圏の視点 利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに、鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用に当たっては、施設までの距離的な要素も重要である。 ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点 地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。	① こどもの数の視点 就学前児童数は、北部が南部の概ね3倍である点を踏まえ、地域バランスを考慮する。 ② 利用者の生活圏の視点 現行の「基本的方向」で定めた生活圏の考え方（保育所までの距離）を踏襲する。 ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点 地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を引き続き念頭に置く。 ④ <u>保育所運営が困難な地域における保育を保障する視点（新たな視点）</u> 民間による運営が困難な地域の保育を保障する。

(2) 公立保育所の適正配置

公立保育所の適正配置については、「基本的方向」の中で必要な公立保育所に位置付けた9所（北難波、杭瀬、大庄、大西、塚口、武庫東、武庫南、次屋、園田）に、保育所運営が困難な地域に所在する築地保育所、戸ノ内保育所を加えた11所へと見直します。また、杭瀬保育所については、南杭瀬保育所と統合して、長洲幼稚園の跡地で建替工事を実施する予定です。

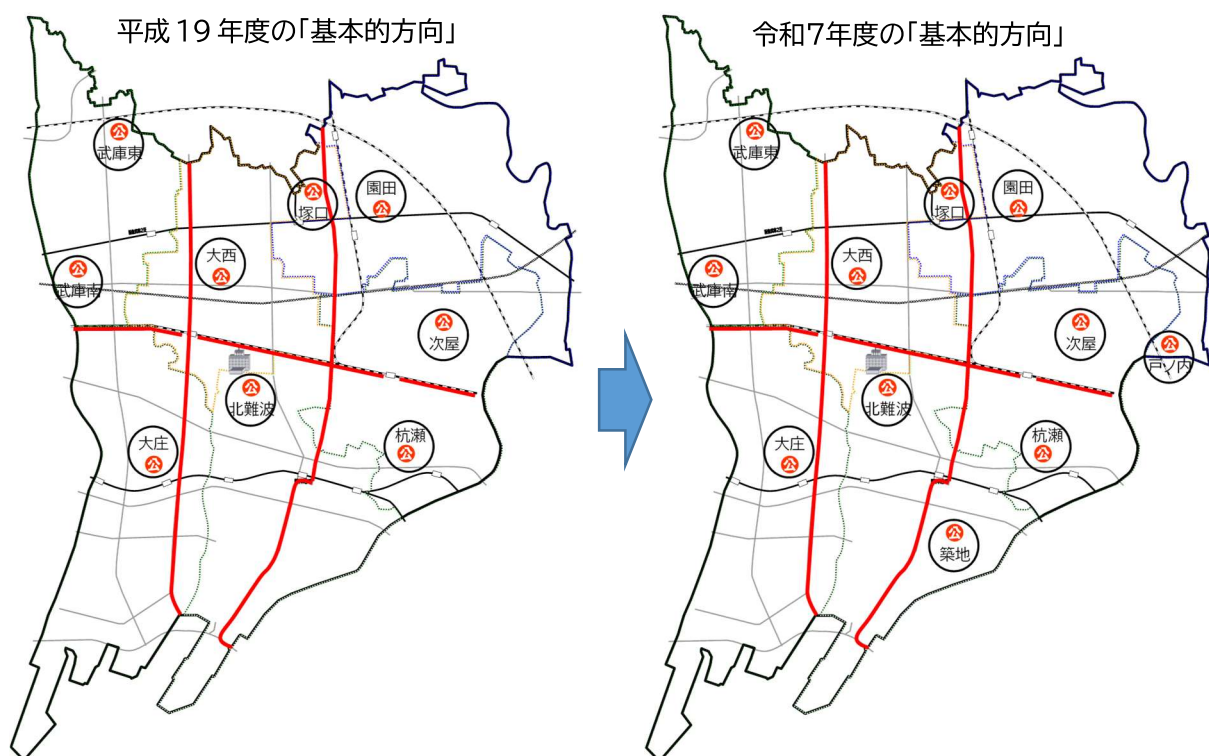
なお、公立保育所として存続させる保育所は、表⑧のとおりです。

表⑧ 公立保育所として存続させる保育所

平成19年度の「基本的方向」 公立存続(9所)			令和7年度の「基本的方向」 公立存続(11所)		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)	武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)	武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
					戸ノ内(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)	大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)(注)
					築地(H12)

※（ ）内は建築年度。

(注) 南杭瀬(H7)と統合。



このほかの公立保育所3所（西長洲・今北・水堂）については、今後、方針が決定したもののから、順次取りまとめて「保育環境改善及び民間移管計画」を策定し、個々の保育所の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施していきます。

また、「基本的方向」の改定と併せて、「第4次保育環境改善及び民間移管計画の取組の検証について」を策定・公表しています。今後も、より丁寧な民間移管を進めていくための見直しや整理を行い、移管に伴う保護者の不安を解消していくための取組や移管後の適正化かつ安定的な保育所運営の確保に努めます。

おわりに

この「基本的方向」の改定に当たっては、現時点での保育環境を取り巻く社会情勢、就学前児童数や保育需要の見込み等をもとに検討を行ったものです。したがって、今後将来的に、本市の就学前児童数の減少に伴い保育需要がピークアウトを迎えた後、公立及び私立の就学前教育・保育施設の利用児童数や運営状況を総合的に勘案する中で、必要が生じた場合は、改めて公立保育所等のあり方を再検討することとします。

また、その際には、市立の認定こども園の設置についての必要性や有効性が認められる場合は、検討を行うこととします。